

平成二十一年三月二日付け広島県報（定期）第十七号に登載の広島県告示第九十号（保安林予定森林）の一部を次のように訂正する。

農林水産局農林整備部森林保全課長

ページ	行	誤	正
一	七から八 一三から一九	<p>江田島市沖美町三毛字千城原二〇七の一、二〇七二の一、二〇七四の三、二〇七五、二一九四の一・二一九四の二・二一九五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字千城原二〇七二の一・二〇七三の二・二〇七四の三・二〇七五・二一九四の一・二一九四の二・二一九五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<p>(一) 主伐は、択伐による。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>